

農地の賃借料情報を提供します

☎周防大島町農業委員会（農林課内）
☎ 0820 (79) 1002

令和2年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借（26筆のうち特殊な取引を除く）における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっています。

●周防大島町農地賃借料情報（年額）

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数
田（水稻）の部	基盤整備地域	6,700円	9,300円	4,000円	2筆
	未整備地域	1,700円	2,200円	1,500円	3筆
畑（普通畑）の部		2,000円	2,500円	1,800円	3筆
畑（樹園地）の部		5,200円	6,900円	2,100円	15筆

※賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、60kgあたり10,194円に換算しています。

※賃借料を物納支給（みかん）としている場合は、1kgあたり211円に換算しています。

※金額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。

※農地の賃借の方法は、上記のほか、借賃の発生しない「使用貸借」（令和2年実績298筆）があります。

申請はお済みですか？

高額医療・高額介護合算療養制度についてお知らせします

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽くするための制度です。

令和元年8月1日から令和2年7月31日の計算期間で、支給の対象となる可能性の高い国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯に「申請のお知らせ」をお送りしていますので、早めに申請をしてください。

なお、次の①、②に該当する方は、計算期間内に支払った自己負担額の合計が確認できないため、「申請のお知らせ」が届かない場合があります。

- ①令和元年8月から令和2年7月の間に住所を変更された方（国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更された方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更された方）
- ②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入した方

これらに該当する方は、支給の対象となる場合がありますので、前住所地や以前加入していた医

療保険の窓口で自己負担額証明書を手入のうえ申請してください。ただし、申請をしても限度額を超えない場合は支給されません。

※被用者保険（職場の健康保険・共済組合など）に加入している方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

■支給額算定方法

医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担額を超えた額を7月31日時点の世帯単位で支給します。（同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します）

■申請先

令和2年7月31日時点で加入していた医療保険

■問い合わせ

健康増進課 医療保険班 ☎ 0820 (73) 5502